

実施方針に関する質問書に対する上下水道局の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
(例)	1	1	(1)	ア	名称	質問の内容をここに記入してください。	
1	6	2	(3)	イ	(イ)	「代表企業、構成企業のうち「設計企業」「建設企業」は、上記(ア)の要件の他にそれぞれ以下の参加資格要件を満たすこと。」と記載されておりますが、建設企業について、「代表企業」と「構成企業」の双方で実施する場合、どちらかの企業が条件を満たせばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、それぞれが適切な役割を果たす必要があります。
2	7	2	(3)	イ	b (d)	「平成18年度以降に50か所以上の水道法における水道施設及び配水池・水質等を自動監視する施設を一括監視するシステムを構築、納入した実績を有すること。」と記載されておりますが、構築・納入実績についてどのような証憑を提示致せばよろしいでしょうか。	対象施設が記載された特記仕様書等をご提示ください。
3	7	2	(3)	イ	b (e)	建設業法第26条に規定される技術者と記載されておりますが、現場の工事経験等の要件はあるのでしょうか。	必須条件とはしていませんが、更新工事中の管理等に関する提案において評価のポイントとなります。
4	8	3	(2)	別紙2	No. 17	No. 16の地元合意形成がしっかり行われていれば、住民反対運動等のリスクは考えづらいのですが、具体的にどのような事例を想定されているか情報開示をお願いします。	具体的な事例は想定しておりません。仮に発生した場合のリスク分担としております。
5	8	3	(2)	別紙2	No. 23	負担者区分の△印は事業者にて全て(100%)ではなく一部負担を求めるとの認識で相違ないでしょうか。また、他の△印の項目同様、負担割合も事業契約書(案)において予め定められると考えて宜しいでしょうか。	善管注意義務を怠った場合などは事業者の責となります。
...							